

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第10号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和31年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償としての旅費の額を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表</p> <table border="1" data-bbox="235 884 1102 1114"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬日額</th><th>職務の級</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報公開・個人情報保護審査会委員</td><td>9,500円</td><td>行政職6級</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	職名	報酬日額	職務の級	略	略	略	情報公開・個人情報保護審査会委員	9,500円	行政職6級	略	略	略	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償としての旅費の額を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表</p> <table border="1" data-bbox="1162 884 2027 1114"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬日額</th><th>職務の級</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>情報公開・個人情報保護審査会委員及び臨時委員</td><td>9,500円</td><td>行政職6級</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	職名	報酬日額	職務の級	略	略	略	情報公開・個人情報保護審査会委員及び臨時委員	9,500円	行政職6級	略	略	略
職名	報酬日額	職務の級																							
略	略	略																							
情報公開・個人情報保護審査会委員	9,500円	行政職6級																							
略	略	略																							
職名	報酬日額	職務の級																							
略	略	略																							
情報公開・個人情報保護審査会委員及び臨時委員	9,500円	行政職6級																							
略	略	略																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。